

# 最優秀・優秀選手選考 要項

平成7年 3月 起

平成9年 3月 改正

## 目的

茨城県バレーボール協会賞及び茨城県クラブバレーボール連盟賞を授与することで、チームレベルの向上と、普及奨励を目指す。

## 1, 茨城県バレーボール協会最優秀・優秀選手賞

### 選考方法

- ①参加点と勝ち点の合計持ち点数の上位チーム順に選出することを原則とする。
- ②最優秀・優秀選手賞を受賞したチームは、相当する勝ち点数を差し引く。
- ③チームの持ち点数は、前年度持ち点数を累積し、次年度へ繰り越しができる。
- ④持ち点数を獲得できる対象大会は次の通り（◇印 県内大会 ○印 県外大会）

イ) 茨城県クラブバレーボール連盟が参加を指定する大会

- ◇ 春季大会
- ◇ クラブカップ県予選
- ◇ 秋季大会

ロ) 茨城県クラブバレーボール連盟が定める大会

- a 全国クラブカップ大会
- b 関東クラブカップ大会
- c 北関東クラブカップ大会

ハ) 日本バレーボール協会が主催・後援する大会

- ◇ 国民体育大会県予選
- 国民体育大会関東予選
- 国民体育大会
- ◇ 天皇・皇后杯県予選
- 天皇・皇后杯
- 全国社会人大会
- ◇ 全日本総合選手権大会県予選
- 全日本総合選手権大会

⑤ 選出できない場合（選考委員全員）の同意によって）

イ) 茨城県クラブバレーボール連盟が参加を指定する大会への参加数2/3未満

ロ) マナーその他著しい問題を残すチーム

※上記のイ) ロ) に該当するチームは、前年度繰り越し点を加算しない。

なお、その年度の持ち点は1/2となる。

### 実施方法

#### ①持ち点の計算方法

イ) 選考方法④の大会に出場したチームは、

- ◇ 県内大会 参加点2点を獲得する。さらに優勝チームに4点、準優勝チームに2点を与える。
- 県外大会 参加点4点を獲得する。

ロ) 選考方法④の大会で、

- ◇ 県内大会 1勝につき、勝ち点2点を獲得する。
- 県外大会 a・bの大会には1勝につき、勝ち点8点を獲得する。

## ②選出までの手順

- イ) 表彰は、最優秀・優秀選手合わせて、男子12名女子12名とし、持ち点数上位より選出する。(6・9人制男女4ブロック別単位とする)
  - ロ) 最優秀選手の選考条件は、選考方法④イ)に全部出場し、上位入賞したチーム。  
④ロ)ハ)の大会に出場し、活躍したチーム。
  - ハ) ☆ 上位チームの代表者に、持ち点数一覧表を12月中に送付する。  
☆ 事務局は、点数を勘案した上で、最優秀・優秀選手の推薦をチームに依頼する。チーム代表者は、氏名を文書で指定された日までに、事務局へ届ける。
  - ※ 大会参加チーム数等で選出される人数が変わる場合がある。この場合は、登録チームで6人制・9人制の差が6割を越えた場合とし、男女総数各12名は変わらない。
  - ※ 最優秀選手は、6・9人制で年度交互に選出し、優秀選手は、6名ずつ配分(最優秀選手含む)することを原則とする。
- 二) 最優秀・優秀選手の決定は2月の理事会とし、表彰は4月の春季大会とする
- ホ) 登録各チームには、持ち点数一覧表を評議員会資料と併せて配布する。

## ③選出後の持ち点数算出方法

- イ) 優秀選手1名当たりの必要点数は、6・9人制男・女別に選考委員会決定
- ロ) 最優秀選手男・女各1名は、優秀選手の2～3倍の点数を選考委員会決定
- ハ) 最優秀・優秀選手を選出し、持ち点数不足の場合であっても、繰り越し点数はマイナス繰り越しができる。(点数不足でも選出可能とする)

## 2. 茨城県クラブバレーボール連盟賞

- ① 協会登録10年以上で、県の最優秀選手が選出されていないチームに、クラブ連盟が、最優秀選手を選考し表彰することができる。
- ② 協会登録10年以上で、監督としてチーム指導に当たり、向上につとめた者を選考し表彰することができる。また、登録3年以内に優勝又は、それに近い成績を残したチームの監督(リーダー)へ奨励賞を与えることができる。
- ③ 茨城県クラブバレーボール連盟賞を受賞した者は、茨城県バレーボール協会賞と、重複することができる。
- ④ 次のチームまたは、選手に対し表彰することができる。
  - イ. 全国大会において、優勝又は第3位以内入賞したチーム
  - ロ. 全国大会において、活躍し他の模範となった選手
  - ハ. 茨城県クラブバレーボール連盟が主催するそれぞれの大会に、10年連続又は10回優勝チーム
    - 1) 春季大会
    - 2) クラブカップ県予選大会
    - 3) 秋季大会 (Aブロック)

# 茨城県クラブバレーボール連盟規約

(昭和58年7月6日制定)

## 第1章 総 則

- 第1条 この連盟は、茨城県クラブバレーボール連盟（以下「連盟」という。）と称する。  
第2条 連盟の事務局を、茨城県ひたちなか市中根866番地・茨城工業高等専門学校に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 連盟は、バレーボールを通じ、チーム相互の融和親睦と技術の向上を図り、よって社会に寄与することを目的とする。  
第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。  
(1) 連盟の主催による競技会の開催  
(2) 茨城県バレーボール協会が主催・主管する事業への協力  
(3) 各種講習会の開催  
(4) その他、連盟の目的達成のため、必要と認める事業

## 第3章 組 織

- 第5条 連盟は、茨城県内に所在し、茨城県バレーボール協会に一般として、有効に登録しているチームによって組織する。  
第6条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 理事長 1名  
(4) 副理事長 若干名  
(5) 常任理事 若干名  
(6) 理 事 20名以内  
(7) 監 事 2名
- 第7条 役員を選出は、次の各号に掲げるとおりとする。  
(1) 会 長 評議員会において選出する  
(2) 副会長 評議員会において選出し、会長これを委嘱する  
(3) 理事長 理事会において選出し、会長これを委嘱する  
(4) 副理事長 理事会において選出し、会長これを委嘱する  
(5) 常任理事 理事会において選出し、会長これを委嘱する  
(6) 理 事 加盟チームの代表者の互選及び会長が指名する者とし、会長これを委嘱する  
(7) 監 事 評議員会に諮り、会長これを委嘱する
- 2 理事の互選により、次の各号に掲げる専門部をおくことができる。  
(1) 競 技 部 長 1名  
(2) 審 判 部 長 1名  
(3) 指 導 普 及 部 長 1名  
(4) 記 録 部 長 1名
- 3 会長の指名する者をもって、選考委員会を置くことができる。

- 第8条 会長は、連盟を代表して、会務を統理する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。

- 第9条 理事長は、理事会を代表して、会務を掌理する。  
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長の職務を代行する。  
3 常任理事は、理事長の掌理する事項について、常時参加し、その推進を図る。  
4 理事は、理事長の掌理する事項について、理事会において、その推進を図る。

- 第10条 監事は、連盟の会計業務を監査し、その結果を評議員会に報告しなければならない。  
第11条 各専門部長は、部会を代表して、会務を掌理する。ただし、各専門部会の要綱については、別に定める。  
第12条 選考委員会は、第6条に掲げる役員の変更等必要時臨時構成し、役員を選考に充てる。なお、委員長は、理事長とする。  
第13条 評議員は、加盟チームの代表者として、評議員会に出席し、年度の事業等について、その決定を図る。  
第14条 連盟に顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問、参与は、連盟の運営について、会長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。  
第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 補欠員の任期が満了しても、後任者の就任するまでは、その職務を行う。  
第16条 連盟の事務を処理するため、事務局に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 事務局長 1名  
(2) 総務主事 1名  
(3) 事務局員 4名
- 2 事務局長及び総務主事、事務局員は、会長これを委嘱する。  
3 事務局長及び総務主事、事務局員は、会長の定めるところに従い、会務に従事する。

## 第4章 会 議

- 第17条 会議は、総会、評議員会、常任理事会、理事会及び専門部会とする。  
第18条 総会は、連盟の最高の議決機関であって、全連盟員で構成し、会長が特に必要と認めるとき、又は連盟員の3分の1以上の者が、案件を

- 示して要請があったときは、臨時に招集しなければならない。
- 2 総会は、重要な事項を審議決定する。
  - 3 総会は、連盟員の2分の1以上の者の出席によって成立し、議事は、出席連盟員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
  - 4 総会の議長は、連盟員の互選により、そのつど選出する。
- 第19条 評議員会は、連盟の議決機関であって、評議員で構成し、会長が招集する。
- 2 定例会は、毎年3月に開催し、臨時会は、必要に応じ開催する。ただし、評議員の3分の1以上の者が、案件を示して要請があったときは、臨時に招集しなければならない。
- 第20条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
- (1) 予算及び決算に関すること
  - (2) 規約の改正に関すること
  - (3) 連盟の運営及び事業に関すること
  - (4) 役員の選出に関すること
  - (5) 他団体との連携に関すること
  - (6) 総会に提出する議案に関すること
- 2 評議員会は、評議員の2分の1以上の者の出席によって成立し、議事は、出席評議員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
  - 3 評議員会の議長は、評議員の互選により、そのつど選出する。
- 第21条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、及び常任理事で構成し、会長が必要と認めたときに招集し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
- (1) 常務に関する事項
  - (2) その他、常任理事会において必要と認めた事項
- 2 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の者の出席によって成立し、議事は、出席常任理事の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
  - 3 常任理事会の議長は、常任理事の互選により、そのつど選出する。
- 第22条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事で構成し、会長が必要と認めたときに招集し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
- (1) 評議員会に提出する議案及び研究事項に関すること
  - (2) その他、会長が必要と認めた事業に関すること
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の者の出席によって成立し、議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
  - 3 理事会の議長は、理事の互選により、そのつど選出する。
- 第23条 各専門部会は、部長、副部長、及び部員で構成し、部長が必要と認めたときに招集し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
- (1) 常務に関する事項
  - (2) その他、各専門部において必要と認めた事項
- 2 各専門部会は、部員の2分の1以上の者の出席によって成立し、議事は、出席部員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
  - 3 各専門部会の議長は、部員の互選により、そのつど選出する。

## 第5章 経費及び会計

- 第24条 連盟の経費は、登録料、大会参加料及びその他の収入をもって充てる。
- 2 連盟に加入しようとするチームは、茨城県バレーボール協会に加盟金、10,000円(茨城県バレーボール協会 4,000円・茨城県クラブバレーボール連盟 6,000円)を納入し、日本バレーボール協会に有効に個人登録(クラブ1人 2,000円)しなければならない。
  - 3 連盟の主催する、次の各号に掲げる大会に参加するチームは、1チーム 7,000円をそのつど納入しなければならない。
    - (1) 茨城県クラブバレーボール連盟6・9人制男女春・秋季大会
    - (2) 全日本・関東バレーボールクラブカップ6・9人制男女選手権大会茨城予選、北関東クラブ大会県予選
- 第25条 連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日をもって終わる。

## 第6章 簿冊

- 第26条 連盟に、次の各号に掲げる簿冊を備え、会務を処理する。
- (1) チーム名簿
  - (2) 役員名簿
  - (3) 会計簿
  - (4) 会議議事録
  - (5) 関係書類綴

## 第7章 補足

- 第27条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 付則

- この規約は、平成 3年4月1日から施行する。  
この規約は、平成 7年4月1日から改正施行する。  
この規約は、平成 9年4月1日から改正施行する。  
この規約は、平成11年4月1日から改正施行する。  
この規約は、平成13年4月1日から改正施行する。  
この規約は、平成19年4月1日から改正施行する。